

岩手県告示第159号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
林業振興課	林業・木材産業構造改革推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、森林・林業再生基盤づくり交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。） <u>及び</u> 林産物処理支援事業費補助	林業振興課	林業・木材産業構造改革推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、 <u>高性能林業機械導入促進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u> 、森林・林業再生基盤づくり交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）、 <u>林産物処理支援事業費補助及び木造公共施設整備等推進交付金</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			